

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十三年五月十二日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

富川敦也 長崎県佐世保市黒髪町六三二六番地五 松栄ハイツ五号
 岩橋大樹 福岡県福岡市東区美和台新町一〇番二九―二一二号
 被相続人広島縣雙三郡吉舎町大字海田原二二番地 田中初藏の被選定相続人又は相続人

二 送達すべき書類の名称

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳地内から同町大字別迫字三ツ石地内まで、同県三次市甲奴町小童字荒井田地内から同市甲奴町小童字三王地内まで、同市吉舎町海田原字南田地内から同市吉舎町敷地字右谷地内まで、同市吉舎町敷地字番匠地内から同市三良坂町長田字福丸地内まで及び同市向江田町地内から同市四拾貫町地内まで）及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
三次市 吉舎町 海田原 字殿平	四一番四	原野	山林	五・〇八	五・〇八	五・〇八

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十三年五月二十七日に、その書類の送達があったものとみなされます。